

議員提出議案第9号

2008年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣
総務大臣に意見書を提出する。

平成19年9月20日

提出者 三朝町議会議員 遠藤 勝太郎

賛成者 三朝町議会議員 吉田 文夫

賛成者 三朝町議会議員 牧田 武文

賛成者 三朝町議会議員 山田 道治

2008年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。現在、本県をはじめ多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されており、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差が拡がりつつある。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られる

ように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育を保障しなければならない。そのためには、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

記

1. きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会